

手続き開始の公示の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	横浜港北地方合同（22）エレベーター設備改修その他工事
工事種別	機械設備工事
工事場所(都県)	神奈川県
工事場所(市区町村)	横浜市 港北区 新横浜3-24-6
工事概要	<p>敷地面積 2,366 m²</p> <p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 塔屋1階</p> <p>建築面積：約 800 m²</p> <p>延べ面積：約 3,300 m²</p> <p>用 途：庁舎</p> <p>工事内容：エレベーター設備 改設一式 撤去工事 撤去一式 電気設備 改設一式</p>
当事務所	横浜管轄事務所
① 公告日 ② 技術資料等の提出期限 ③ 開札日	① R4. 10. 12 ② <u>R4. 10. 28</u> ③ R4. 12. 7
工期末	工期：工事の始期から227日間 (ただし、令和5年2月1日（工事着手期限）までに工事を開始すること。)
入札契約方式/落札方式	公募型指名競争入札/総合評価落札方式（実績評価型）

指名されるために必要な要件の概要	等級(ランク)	機械設備工事
	本店・支店・営業所の所在地	
	企業の施工実績等	<p>平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の新設又は改設(エレベーター設備についてシステム一式(機器等の施工(試験、調整を含む。))の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)</p> <p>なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。</p> <p>(ア) エレベーター設備 方式 ロープ式 用途 乗用又は人荷共用 定員 9人乗以上 速度 45m/min 以上</p> <p style="color: red;">ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす</p> <p>同種工事の新設又は改設(エレベーター設備についてシステム一式(機器等の施工(試験、調整を含む。))の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)</p> <p>なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。</p> <p>(イ) エレベーター設備 方式 ロープ式 用途 乗用又は人荷共用 定員 6人乗以上 速度 30m/min 以上</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>

「横浜港北地方合同(22)エレベーター設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、横浜港北地方合同庁舎（神奈川県横浜市港北区新横浜3-24-6）において、エレベーター設備の更新を行う工事です。

(1) 主な工事内容

- ・既設エレベーター（機械室あり）1基の撤去・新設を行います。また、警報盤の新設を行います。
- ・電気設備工事は、エレベーター設備の更新に係る動力配線の更新を行います。

(2) 施工時期、施工条件

- ・作業時間、入退場時間等については、現場説明書を参照してください。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、K-01～03図を参照してください。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gi_jyutu/eizen_gi_jyutu00000018.html

(5) 週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- ・工事の始期を令和5年2月1日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。